

令和8年度 四日市市地域防犯活動支援事業補助金について

地域のみなさんで取り組む防犯パトロールや子どもの見守りなどの活動に、使用する物品の購入に対して補助金を交付します。

補助の対象となる事業

防犯のための巡回や見守り活動を実施するために必要な研修
防犯に関する普及啓発活動

補助の対象となる経費

- ・ 活動に必要な防犯用具の購入 ※ただし青色回転灯を用いたパトロールに限り、ドライブレコーダーも補助対象(1台につき、1万円まで)となります
- ・ 研修会で必要となる講師謝礼、会場使用料
- ・ 啓発に必要な印刷製本費



例) 誘導棒・帽子など

補助額 補助対象経費(税込)の9/10以内(上限10万円)

(補助対象1団体につき10万円を限度とし、百円未満の端数は切り捨て)

申請に必要な書類

様式等は、市のホームページからダウンロードできるほか、最寄りの地区市民センター及び市民協働安全課で配布します。

- ① 自主防犯団体登録届 (第1号様式)(未登録の団体のみ)
- ② 補助金交付申請書 (第3号様式)
- ③ 事業計画書 (第3号様式添付資料)
- ④ 収支予算書 (//)
- ⑤ 購入予定物品等の見積書 (写し可)



補助の対象とならない

経費があります!



食糧費、景品・粗品代などは、補助の対象経費と認められません。

計画しているものが対象となるかご不明の場合は、問い合わせ先までご相談ください。

申請



【申請期間】令和8年6月30日(火)まで

【対象者】四日市市に登録されている自主防犯団体

【提出先】お近くの地区市民センター、もしくは市民協働安全課(本庁舎5階)

申請後の流れ

- 交付の決定 提出された申請内容を審査し、交付額を決定します。
- 補助金の請求 交付決定後、支払いは事業完了後となりますが、必要な場合は、決定額の9割までを事前に請求できます。

※申請内容等に変更があった場合は、すみやかに変更の手続きをお願いします。

報告



実績報告

- 物品の購入など事業完了後は、実績報告書(第6号様式)に必要書類を添えて、速やかに提出してください。
- 補助額の確定後、請求書に基づき、指定口座にお振り込みします。

【問い合わせ先】

四日市市

市民協働安全課 安藤・谷

電話:354-8179